

ご 利 用 の し お り

江東区未就園児の定期的な預かり事業

東京都江東区塩浜2-6-3
TEL 03-3645-6014
(江東区塩崎保育園内)

(2025年10月預かり開始分)

事業概要

区立保育園を活用し、幼稚園や保育所等を利用していないお子さんを定期的にお預かりする事業です。本事業では、他の幼児とともに過ごし遊ぶ経験を通じてこどもの健やかな成長を図ることや、家庭で子育てをしている保護者の方の孤立防止や育児不安軽減等の子育て支援を行うことを目的としています。

利用時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分のうちの最大 8 時間（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
延長保育はありませんので利用時間をお守りください。

休園日

（１）休日

日曜日・国民の祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始

（２）その他の休園日

- ①大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が解除されるまで。
その他、自然災害で実質的に開園できないとき。
- ②重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合。

利用料金

第一子無償化にともない、すべてのお子さんについて利用料はかかりません（R7.9 月分より）。

保険の加入について

傷害総合保険に加入しております。

保険会社：損害保険ジャパン株式会社 保険代理店：有限会社共済企画センター

アレルギー食および宗教上の対応について

お弁当の持参となります。

提供する保育の内容

経験豊富な保育士が丁寧なかかわりを通してお子様が安心して過ごし、様々な経験や体験の中で興味関心を育んでいきます。

1日のプログラム（目安）

時 間	0 歳児クラス	1・2 歳児クラス
9 : 00～	順次登園・視診 あそび	順次登園・視診 あそび
10 : 00		おやつ（牛乳）
	授乳・食事（離乳食）	あそび・課題保育
11 : 15	あそび	
11 : 30		食事（給食）
12 : 00	睡眠	
12 : 30		昼寝
14 : 00		
14 : 30	授乳・食事（離乳食）	めざまめ
15 : 00	あそび	おやつ あそび
17 : 00	降園	降園

保育園と家庭との連絡について

項 目	内 容
連絡帳	お子様の状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
保健だより	乳幼児の健康に関する内容を掲載します。
献立表	毎月の献立表をお渡しします

持ち物、身の回りの物の管理について

- ★ 下記の持ち物をまとめてバックに入れてお持ちください。
- ★ 嘔吐や下痢等の衣類は感染症拡大防止のため洗わずにお返しします。
- ★ 持ち物の紛失を防ぐため、すべてのものに記名をお願いします。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児
連絡帳	保育園で用意します		
着替え	3 組	2 組	2 組
靴下	1 組	1 組	1 組
オムツ（お尻側にお名前を記載）	6 枚	6 枚	6 枚
お尻拭き	1 パック	1 パック	1 パック
汚れ物を入れるビニール袋 （25 cm×35 cm程度）	5 枚程度	5 枚程度	5 枚程度
洗濯物を入れる袋（レジ袋やエコバック）	1 枚	1 枚	1 枚
昼寝用バスタオル（敷・掛）	計 2 枚	計 2 枚	計 2 枚

給食・おやつ

保育政策課栄養士が栄養やカロリーのバランスを考慮して献立を作成し、栄養豊かな愛情のこもった温かい給食を保育園で調理しています。

調理や盛り付けを工夫し、楽しい雰囲気でご食べられるように配慮しながら望ましい食生活が身につくようにしていきます。離乳食については、月齢を考慮した個々の発育発達に合わせ、保護者と確認のうえ進めていきます。預かり開始前後、食材の試し食べを行っていただきます。詳しくは面接時説明します。

ご利用のルール

1. ご利用をお断りする場合

本事業は、普段保育所等を利用していない方向けに、一定期間継続して利用していただくことを前提にしている事業です。以下のような場合等、ご利用をお断りしますのでご承知おきください。

保育所等のご利用が決まった場合、利用申請内容等に虚偽があった場合、1 か月間全く利用実績のない場合、利用ルールを著しく守らない場合 など

2. 保育園での安全を守るために

- ① 玄関は、常にオートロックで施錠しています。
開錠する 4 桁の暗証番号はプリントにてお知らせしますので適切な管理をお願いします。
（暗証番号は安全管理上、定期的に変更します。その際は事前にお知らせします）
開錠は必ず主な送迎者の方が行うようお願いします。
不審者の侵入やお子様の抜け出し防止のため、お子様に番号を教えたり、開錠操作をさせないでください。
- ② 登降園の際には事故防止のため、必ずお子様と一緒に出入りされるようお願いいたします。
- ③ 扉は最後まで確実に閉まるのをご確認ください。（防犯上 40 秒でブザーがなります）

3. 保育室をお休みする時、または登降園の時間が遅れる時

- ① 当日の欠席連絡、または登園が遅れる時は、朝 8 時 4 5 分から 9 時 3 0 分の間に電話でお知らせください。「あずかるの〇〇です」と氏名をお伝えください。
- ② 登園時間によっては給食が提供できませんので予めご了承ください。
(衛生上、作ってから提供までの時間に制約があるため)

4. 保育室での健康管理

① 感染症対応

感染症と診断された場合は学校保健安全法に基づき、お休みしていただく場合があります。病気の種類によっては多くのこどもたちに感染します。お子様や同居のご家族に感染症が疑われる場合は必ず医師の診察を受け、その結果をお知らせください。治癒後登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ねください。なお、送り迎えのご家族が、医師の治癒証明書（意見書）の必要な感染症にかかっている場合は、玄関での対応になりますのでインターホンで声をかけてください。

以下の感染症は治癒後、医師の治癒証明書（意見書）が必要ですので保育園に提出をお願いします

インフルエンザ、麻しん(はしか)、風しん、水痘(みずぼうそう)、带状疱疹しん、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎(はやり目)、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症、結核、新型コロナウイルス感染症

【医師の治癒証明書（意見書）の目的】

お子様の症状が回復し、集団生活に支障がないという主治医の診断を保育園として確認する必要があるため提出を求めるものです。保育園においては乳幼児だけではなく妊婦の方も多く出入りがあるため、特に感染拡大予防に注意を払う必要があります。

【医師の治癒証明書（意見書）について】

医師に「意見書」を記入してもらい保護者が保育園に提出してください。区のホームページからダウンロードできますが、保育園にも常備しています。

【文書料について】

こちらの「意見書」を使用していただいた場合は、江東区医師会のご協力により、無料となる医療機関があります。詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

② 保育園での薬の取り扱い

体調が悪いときはご利用できません。

③ 保育中に具合が悪くなった時

- ・ 保育中に発熱、嘔吐、下痢等でお子様の具合が悪くなった時は保護者の方に連絡し、対応を相談して適切な処置を行います。症状によってはお迎えをお願いします。
- ・ 保護者の方と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先した対応をいたします。あらかじめご了承ください。
- ・ 水痘やインフルエンザ等感染症を疑う場合は、保育場所を別にするなど、他のお子様への感染防止も配慮します。

④ 園でけがをした時

けがの状態により医師の処置が必要と判断した場合は、保護者に連絡の上、原則として保護者に医療機関を受診いただきます。その際は、園職員も同行させていただきます。

5. 留意していただきたいこと

①緊急時の連絡先について

緊急に連絡を必要とする場合（病気、怪我など）がありますので、通常の連絡先にいない日には必ず連絡方法をお知らせ下さい。

②送迎をする方は、防犯上必ず緊急連絡票の主な送迎者に記入されている方をお願いします。代理の方が送迎される場合は必ず事前にお知らせください。連絡がなくお迎えにいらした場合、お身内の方でも確認が取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください。

③自転車でお越しの際のお願い

保護者駐輪場がありません。送迎の際には通行の邪魔にならないように自転車を止めていただくようお願いします。

④お車でお越しの際のお願い

駐車スペースがありません。塩崎保育園前の道路は駐車禁止となっております。駐車はしないようお願いします。

6. 災害時及び警戒宣言発令時

①避難場所

- | | |
|-----------------|------------------|
| 第1 避難場所 | 保育園園庭 |
| 第2 避難場所 | 塩浜二丁目第二公園 |
| 広域避難場所・避難所 | 枝川小学校 |
| ◆園舎が火災で生活できない場合 | 古石場保育園 東陽保育園 |
| ◆津波・水害の場合 | クリオレジダンス東京 5 階以上 |

②警戒宣言発令時の保育

- (1) 保育開始前に発令があった場合……臨時休園
- (2) 保育開始後に発令があった場合……保育中止

人権尊重

人権の尊重

- ・ 児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- ・ こどもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

プライバシー保護

- ・ こどもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

虐待の防止のための措置に関する事項

- ・ 児童虐待防止法に基づき、こどもに虐待の疑いがある場合、保育園は関係機関への通告義務が課せられています。

個人情報の取り扱い

当園では個人情報保護に関する法令及び江東区個人情報保護条例を遵守し、その保護に努め、細心の注意をはらいながら運営しています。

■問い合わせ先

預かり保育の利用に関すること

塩崎保育園 03-3645-6014

その他事業全般に関すること

保育政策課施設管理係 03-3647-9094